

令和5年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会について

1. 検証委員会の設置根拠等

平成29年4月に施行された古賀市まちづくり基本条例の規定に基づき、古賀市まちづくり基本条例検証委員会を設置・開催します。

2. 委員の任期

令和4年4月1日～令和8年3月31日まで

3. 検証委員会の役割

検証委員会の所掌事務は、以下のように定められています。

古賀市まちづくり基本条例検証委員会要綱

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 条例の推進に関すること
- (2) 条例の運用状況の検証に関すること
- (3) 条例の見直しに関すること

4. 任期中の検証委員会のスケジュール（予定）

年度	実施回数 (予定)	主な所掌事務
令和4年度	1回	・委嘱書交付 ・条例の概要説明 ・条例の推進及び運用状況の検証に関すること 等
<u>令和5年度</u>	<u>1回</u>	<u>・条例の推進及び運用状況の検証に関すること</u>
令和6年度	5～6回	・条例の見直しに関すること（市からの諮問） 答申書「古賀市まちづくり基本条例検証委員会答申」の作成
		※答申を受け、事務局で「古賀市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書」を作成 ※条例改正が必要となった場合は、年度内に条例改正の議案を議会に上程
令和7年度	1回	・条例の推進及び運用状況の検証に関すること